



和歌山市公報

令和4年（2022年）1月17日
第1719号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目次

【告示】

番号		ページ
2	公示送達（差押調書（謄本）及び配当計算書）・・・・・・・・・・（納税課）	2
3	和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定の請求の受理・・・・・・・・・・（行政経営課）	2
5	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	3
6	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	4
7	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	5
8	公示送達（令和3年度市民税県民税納税通知書）・・・・・・・・・・（市民税課）	5
9	市議会臨時会の招集・・・・・・・・・・（財政課）	6
10	公示送達（差押調書（謄本）及び差押解除通知書）・・・・・・・・・・（納税課）	6
11	介護保険法の規定による指定の取消し・・・・・・・・・・（指導監査課）	6
12	介護保険法の規定による指定の取消し・・・・・・・・・・（指導監査課）	6
13	介護保険法の規定による指定の一部の効力の停止・・・・・・・・・・（指導監査課）	7
14	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	7
15	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	7
16	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	8
17	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定居宅介護支援に係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	8
18	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定・・・・・・・・・・（指導監査課）	8
19	公示送達（令和3年度第6期介護保険料督促状）・・・・・・・・・・（介護保険課）	9
20	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課）	9
21	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定特定相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課）	9
22	児童福祉法の規定による指定障害児相談支援事業者の指定・・・・・・・・・・（障害者支援課）	10
23	和歌山市四季の郷公園に係る利用料金の額・・・・・・・・・・（農林水産課）	10

【公告】

○	国土調査法の規定による地籍調査の結果に基づく地図及び簿冊の閲覧・・・・・・・・（地籍調査課）	11
○	令和3年10月27日付け土地改良事業の計画の概要等（県営ため池等整備事業（新池（永山）地区））の公告の一部改正・・・・・・・・（耕地課）	11
○	令和3年10月27日付け土地改良事業の計画の概要等（県営ため池等整備事業（天王池地区））の公告の一部改正・・・・・・・・（耕地課）	12
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・（都市計画課）	12
○	道路位置の指定・・・・・・・・（建築指導課）	12
○	和歌山都市計画公園（2・2・19号湊北公園）の変更に係る案の縦覧・・・・・・・・（都市計画課）	12
○	和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却の一般競争入札・・・・・・・・（青岸清掃センター）	13

- 和歌山市森林整備計画の変更案の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農林水産課） 14
- 今福団地解体撤去工事の一般競争入札・・・・・・・・・・・・・・・・（建設総務課） 14

【 選挙管理委員会告示 】

- 1 和歌山市条例制定請求者署名簿に係る縦覧期間内に異議の申出がなかった旨及び有効署名の総数・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 17
- 2 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 17
- 3 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 17
- 4 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 17

【 教育委員会告示 】

- 1 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 18

【 農業委員会公告 】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 18
- 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 18

【 企業局告示 】

- 1 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課） 19
- 2 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・（企業総務課） 19

【 告 示 】

和歌山市告示第2号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

（登載省略）

（令和4年1月7日揭示済）

和歌山市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、令和4年1月7日付けで和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定の請求があり、同日付けで受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 条例制定請求代表者の住所及び氏名
 - （1）和歌山市善明寺 池田香弥
 - （2）和歌山市大河内 神谷憲次
 - （3）和歌山市杭ノ瀬 木村友美
 - （4）和歌山市栄谷 金原徹雄

- (5) 和歌山市関戸3丁目 坂本文博
- (6) 和歌山市堀止西2丁目 笹尾恭子
- (7) 和歌山市東高松2丁目 島 久美子
- (8) 和歌山市堀止西2丁目 島 廣樹
- (9) 和歌山市毛見 竹内良平
- (10) 和歌山市関戸4丁目 豊田泰史
- (11) 和歌山市鳴神 日野のぞみ
- (12) 和歌山市有本 藤澤 衛
- (13) 和歌山市大谷 南本禮子
- (14) 和歌山市紀三井寺 山形由廣

2 請求の要旨

和歌山県は、和歌山市マリーナシティにカジノを含む統合型リゾート（以下「IRカジノ」という。）の誘致をすすめています。事業者の有力候補とされていたサンシティグループに資金洗浄疑惑が浮上し、突然撤退を表明したことから、県は急遽クリアベストグループを事業者に選定、同グループと区域整備計画案を作成し、2022年2月の和歌山市議会において同意を求める計画です。

しかし、カジノは刑法が禁ずる賭博行為そのものです。IRカジノはギャンブルで客からお金を吸い上げることで成り立っています。さらに、反社会勢力の資金源や資金洗浄等の犯罪の温床、地域経済の破壊、ギャンブル依存症患者の増加、青少年の健全育成の阻害、教育・社会環境の悪化等が危惧されます。そのようなIRカジノ施設に、一度開業すれば40年間も営業権が与えられることになります。

和歌山市は「SDGs未来都市」をめざし国から選定され、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性ある社会、経済、環境」を目標にしています。しかし、「SDGs未来都市」と「IRカジノ施設」は“正反対である”“矛盾している”等の意見が市民の中に多く存在します。「IRカジノ施設は、日本遺産に認定された和歌の浦の自然と景観を破壊する」との懸念の声も聞かれます。

直近の和歌山市長選挙や同市議会議員選挙では、このIRカジノ誘致の是非は議論されませんでした。

私たちは、和歌山市の将来のまちづくりに大影響をもたらすこの施策＝「IRカジノ誘致」について、住民投票で市民の意見を反映させることが民主主義と住民自治の基本であると考えます。

住民投票の条例制定請求は、憲法に基づく地方自治法第74条による住民の権利です。和歌山市の未来を決める重要施策に、地方自治の主権者である市民の意思を反映させるべきです。住民投票条例の制定によって住民の市政への関心が高まり、参加型民主主義と自治意識が豊かに成長することになるでしょう。

よって、和歌山市マリーナシティへの「IRカジノ誘致」の賛否を問う住民投票条例を制定するよう請求します。

(令和4年1月7日揭示済)

和歌山市告示第5号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年1月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年12月18日及び同月24日
JR和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年12月23日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和3年12月21日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

- (1) 返還日
月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）
- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (3) その他
(1)及び(2)にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年1月12日揭示済)

和歌山市告示第6号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年1月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和3年12月16日及び同月22日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
 所在地 和歌山市宇治家裏167番1
 電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車	1台につき	4,000円

大型自動二輪車

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年1月12日揭示済)

和歌山市告示第7号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年1月13日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年9月4日及び同月10日	令和3年9月24日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年9月9日	令和3年9月24日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和3年9月8日	令和3年9月24日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和3年9月2日	令和3年9月24日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和3年9月1日、同月3日、同月8日、同月13日及び同月14日	令和3年9月24日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年1月12日揭示済)

和歌山市告示第8号

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月14日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和3年度市民税県民税納税通知書
(別紙省略)

(令和4年1月14日揭示済)

和歌山市告示第9号

和歌山市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 期日 令和4年1月24日

2 場所 和歌山市議会議場

3 付議事件

(1) 令和3年度和歌山市一般会計補正予算（第10号）

(2) 和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定について

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第10号

差押調書（謄本）及び差押解除通知書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び差押解除通知書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第11号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定による指定の取消しを行ったので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	取消年月日
30701 03472	有限会社小鳥	介護サービス小鳥 和歌山市木ノ本767番地	訪問介護	令和3年1 2月29日

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10の規定による指定の取消しを行ったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	取消年月日
30701	有限会社小鳥	デイサービス小鳥	地域密着型通所	令和3年

09495	和歌山市木ノ本767番地 島森幸夫 和歌山県紀の川市赤沼田100番地2	和歌山市木ノ本7 67番地	介護	12月2 9日
-------	---	------------------	----	------------

(令和4年1月17日掲示済)

和歌山市告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10及び第115条の19の規定による指定の一部効力の停止を行ったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	処分内容及び効力停止期間
3090100136	有限会社西日本マインド 和歌山市内原1321 武田慎介 和歌山市内原1321	グループホームこのみ 和歌山市紀三井寺516-1	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	新規受入停止及び介護報酬の請求上限7割 令和4年1月1日から同年6月30日まで（6か月間）

(令和4年1月17日掲示済)

和歌山市告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3070112663	有限会社ライフケア海南	有限会社ライフケア海南 和歌山市内原467番地の1	居宅介護支援	令和3年12月19日
3070110469	株式会社桃の香	ケアセンター桃の香 和歌山市善明寺654番地の5	居宅介護支援	令和3年12月31日

(令和4年1月17日掲示済)

和歌山市告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3090101027	株式会社GreenEarth 和歌山市北中間町9番地 佐々木あゆみ 和歌山市北中間町50番地	チェリーデイサービス 和歌山市下町1番地 雄湊ハーバービューハウス1F	地域密着型通所介護	令和3年12月31日
3070111681	株式会社ユーコー 和歌山市舟津町4丁目14-1 ニ	デイサービスセンターオリーブ	地域密着型通所介護	令和3年12月31日

ユーハイツ舟津104号 今村和弘 和歌山市西高松1丁目7-81	和歌山市湊御殿3丁目 2-2	1日
---------------------------------------	-------------------	----

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第16号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 12317	株式会社Green Earth	チェリーデイサービス 和歌山市下町1番地 雄湊ハーバー ビューハイツ1F	予防給付型通所サービス	令和3年1 2月31日

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定及び第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定をしたので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14016	合同会社ウィング ルム	ケアプランセンターソラリス 和歌山市美園町5丁目9-12 グリ ーンコート美園305号室	居宅介護支援	令和4年1 月1日
30701 14024	合同会社綾	ケアセンター綾 和歌山市満屋191-7	訪問介護	令和4年1 月1日
30701 14040	Lilac合同会 社	ヘルパーステーションLilac 和歌山市冬野1381番地9	訪問介護	令和4年1 月1日

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14024	合同会社綾	ケアセンター綾 和歌山市満屋191-7	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年 1月1日
30701 14040	Lilac合同会 社	ヘルパーステーションLilac	予防給付型訪問サービス	令和4年 1月1日

和歌山市冬野1381番地9

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第19号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和3年度	第6期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和4年1月31日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010123788	たいようの郷	和歌山市口須佐86-13	生活介護	特定なし	株式会社たいよう	和歌山市太田667-1	令和4年1月1日	令和9年12月31日
3020123372	グループホームASCEN T	和歌山市内原726番地13	共同生活援助	知的障害者、精神障害者	ASC ENT 合同会社	和歌山市紀三井寺1134番地2	令和4年1月1日	令和9年12月31日
3010123796	ヘルパーステーションLilac	和歌山市冬野1381番地9	居宅介護・重度訪問介護	知的障害者、精神障害者	Lilac 合同会社	和歌山市冬野1381番地9	令和4年1月1日	令和9年12月31日

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
-------	--------	---------	---------	--------------	--------	----------------	-------	---------

3030 1232 97	縁	和歌山市 府中12 33-6	計画相談 支援	特定なし	株式会社 吉兆	和歌山市弘 西1037	令和4 年1月 1日	令和9年 12月3 1日
3030 1232 89	居宅介 護支援 プレス ト	和歌山市 舟津町4 丁目28 番地の2	計画相談 支援	特定なし	株式会社 サンプレ スト	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	令和4 年1月 1日	令和9年 12月3 1日

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第22号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37第1項第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番 号	事業所 の名称	事業所の所 在 地	指定に係 る種類	主たる対 象とする 障害種別	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	指定年 月日	指定の有 効期限
3070 1011 87	縁	和歌山市府 中1233 -6	障害児相 談支援	特定なし	株式会 社吉兆	和歌山市弘 西1037	令和4 年1月 1日	令和9年 12月3 1日
3070 1011 79	居宅介 護支援 プレス ト	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	障害児相 談支援	特定なし	株式会 社 サ ンプレ スト	和歌山市舟 津町4丁目 28番地の 2	令和4 年1月 1日	令和9年 12月3 1日

(令和4年1月17日揭示済)

和歌山市告示第23号

和歌山市四季の郷公園に係る令和4年4月1日以後の利用料金について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により承認したので、和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）第12条の2第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

行為の種類	単位	利用料金
物品の販売、出店その他これらに類するもの	一時的なもの	1平方メートル1日につき 520円
	その他のもの	1平方メートル1月につき 1,570円
業として行う写真の撮影	写真機1台1日につき	310円
業として行う映画等の撮影	1時間につき	1,250円
競技会、集会、展示会その他これらに類するもの	1件3時間まで	1,380円
	3時間を超えるとときは、その超える時間1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）ごとに	460円
備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該行為の区分に係る利用料金の100分の200に相当する額を加算する。		

2 有料施設の利用料金

種別	単位	利用料金
----	----	------

四季の郷公園緑花果樹苑四季さい館	研修室	9時から12時まで	1,780円
		13時から17時まで	2,370円
		9時から17時まで	4,150円
	会議室	9時から12時まで	930円
		13時から17時まで	1,250円
		9時から17時まで	2,180円
	実習室（大）	9時から12時まで	1,180円
		13時から17時まで	1,580円
		9時から17時まで	2,760円
	実習室（小）	9時から12時まで	520円
		13時から17時まで	700円
		9時から17時まで	1,220円
	調理実習室	9時から12時まで	1,180円
		13時から17時まで	1,580円
		9時から17時まで	2,760円
四季の郷公園緑花果樹苑イベント広場	1時間につき	520円	
四季の郷公園緑花果樹苑体験農園	1区画10月（4月から翌年1月まで）につき	50,000円	
四季の郷公園緑花果樹苑シャワー室	1回につき	200円	
備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、当該施設の区分に係る利用料金の100分の200に相当する額を加算する。			

(令和4年1月17日揭示済)

【 公 告 】

和歌山市加太の一部地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和4年1月6日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 地図及び簿冊の名称 地籍図原図案及び地籍簿案
- 2 閲覧期間 令和4年1月6日から同月26日まで（20日間）
- 3 閲覧場所 和歌山市役所加太支所（和歌山市加太2692番地）
- 4 閲覧の結果、誤りがあると認める場合は、閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、和歌山市役所加太支所において、令和4年1月6日から同月8日まで、同月11日から同月14日まで、同月17日から同月21日まで及び同月24日から同月26日までは、9時30分から16時まで行うこととする。

(令和4年1月6日揭示済)

令和3年10月27日付け土地改良事業の計画の概要等（県営ため池等整備事業（新池（永山）地区））の公告の一部を次のように改正する。

令和4年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

3事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準中「50」を「55」に、「45」を「40」に改める。
（令和4年1月7日揭示済）

令和3年10月27日付け土地改良事業の計画の概要等（県営ため池等整備事業（天王池地区））の公告の一部を次のように改正する。

令和4年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

3事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準中「50」を「55」に、「45」を「40」に改める。
（令和4年1月7日揭示済）

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年1月7日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市満屋字車田60番の一部、61番の一部、62番の一部	和歌山市東蔵前丁25番地 株式会社ASAホーム 代表取締役 朝野桂司
和歌山市北字宮ノ後74番7	和歌山市善明寺55番地ディアス山茂207 中川正幸 和歌山市善明寺55番地ディアス山茂207 中川香里

（令和4年1月7日揭示済）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年1月13日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年1月11日 和建指第2694号	和歌山市直川字谷川8 71番の一部	和歌山市太田568番地 ツツキ不動産株式会社 代表取締役 筒井洋和	6.00m×30.65m 30.65m

（令和4年1月13日揭示済）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年1月14日

和歌山市長 尾花正啓

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画公園（2・2・19号 湊北公園）
- 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
和歌山市伝法橋南ノ丁の一部
- 都市計画の案の縦覧場所

和歌山市都市建設局都市計画部都市計画課

4 縦覧期間

令和4年1月14日（金）から同月28日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

（令和4年1月14日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事前審査型制限付き一般競争入札）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）第3条の規定に基づき公告します。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 和歌山市青岸エネルギーセンター余剰電力売却
- (2) 履行場所 和歌山市湊1342番地の3 青岸エネルギーセンター
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から同年9月30日まで
- (4) 概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

本件契約に係る入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山市に対し納付すべき市税並びに消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がない者であること。
- (3) 本件契約に係る競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から本件契約に係る入札（開札）の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

和歌山市湊1342番地の3

和歌山市市民環境局環境部青岸清掃センター 電話番号 073-428-4153

(2) 契約条項を示す期間及び場所

期間 本公告の日から本件契約に係る入札（開札）の日までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。）を除く。

場所 上記3の(1)に同じ

(3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

期間 本公告の日から令和4年1月28日（金）までの午前9時から午後5時まで

ただし、休日等を除く。

場所 上記3の(1)に同じ

方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 入札説明書、仕様書等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(5) 入札（現場）説明会

開催しない。

(6) 入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時 令和4年2月18日（金） 午前10時00分

場所 和歌山市湊1342番地の3

青岸エネルギーセンター 4階 大会議室

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

4 その他

(1) 入札保証金

不要である。

(2) 契約保証金

不要である。

(3) 最低制限価格の設定

無し

(4) 契約書作成の要否

必要である。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は無効とする。

(6) 契約に係る特約事項

本件契約に係る和歌山市の令和4年度予算が適法に執行し得ない場合は、本件契約を締結しない。

(7) 本件契約に係る入札は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

(8) 本契約に係る入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) その他

入札説明書に示すとおり

（令和4年1月17日揭示済）

和歌山市森林整備計画の案について、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第7項の規定において準用する同法第6条第1項の規定により公告し、森林整備計画の案を次により縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案について、縦覧期間満了日までに、和歌山市に意見書を提出することができる。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 和歌山市森林整備計画の案の縦覧期間

令和4年1月17日から同年2月15日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

2 和歌山市森林整備計画の案の縦覧場所

和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課内 和歌山市七番丁23番地

（令和4年1月17日揭示済）

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和4年1月17日

和歌山市長 尾花正啓

1 工事概要

- (1) 工事名 今福団地解体撤去工事
- (2) 工事場所 和歌山市今福2丁目6番26
- (3) 工事概要 今福団地（32号）
木造平屋 解体一式
コンクリートブロック造平屋 解体一式
その他、屋外（雑品、ゴミ、他）撤去、整地、仮柵設置
- (4) 工期 55日間
- (5) 予定価格 3,417,700円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）
- (6) 施工形態 単体施工

2 競争入札参加資格

競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）共通入札説明書（単体施工用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (2) 令和3・4年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和3・4年度登録」という。）において、建築工事業又は解体工事業の登録がされている者であること。
- (3) 上記2（2）に該当する工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
- (4) 令和3・4年度登録における主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。）の所在地が和歌山県内であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内であり和歌山市外にある場合は、本公告日以前から次に掲げる基準を全て満たすものに限る。
 - ア 代表者から本市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する和歌山市内に所在する営業所（以下「和歌山市内の営業所」という。）を有すること。
 - イ 和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであること。
 - ウ 令和3・4年度登録において和歌山市内の営業所に係る登録を受け、かつ、当該和歌山市内の営業所について、上記2（2）に該当する工事業に係る建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
 - エ 建築関係業種の受注制限数に達していないこと。
- (5) 令和3・4年度登録において、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者にあつては上記2（2）に該当する工事業に係る総合点数が300点以上、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては上記2（2）に該当する工事業に係る総合点数が300点以上685点未満であること。
- (6) 主たる営業所（本社・本店）又は和歌山市内の営業所の所在地が次に掲げる行政区域（和歌山市役所支所及び連絡所規則（昭和43年規則第1号）第2条の支所及び連絡所の所管区域をいう。）のいずれかの区域内であること。
 - ア 岡崎、安原、西山東、東山東、雑賀、雑賀崎、田野、和歌浦、名草、広瀬、雄湊、大新、新南、吹上、砂山、今福、高松、芦原、宮、宮前、三田
- (7) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (8) 上記2（2）に該当する工事業に係る建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を当該工事に配置できること。
- (9) 申請者が、建設業法第26条第1項に規定する技術者と同等以上の資格を有する上記2（2）に該当する工事業に係る技術者2名以上と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 入札手続等

(1) 共通入札説明書5に示すとおり

(2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時 令和4年1月25日（火） 午前8時00分から

令和4年1月27日（木） 午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和4年1月28日（金） 午前9時30分から

場所 和歌山市役所 東庁舎 4階 入札室

(3) 落札予定者となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書及び申請に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合にあっては、低入札価格調査に係る資料を含む。）を提出すること。

提出期限 令和4年1月31日（月） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 持参するものとし、郵便、信書便又は電送によるものは受け付けない。

(4) 契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 建設総務課

4 仕様書、図面等の見積用設計図書

(1) 共通入札説明書6に示すとおり

(2) 見積用設計図書についての質疑

質問書の提出期限 令和4年1月20日（木） 正午まで

5 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合には、入札を取りやめる。

6 その他

(1) 前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

(2) 部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

(3) 議会の議決

不要である。

(4) 入札保証金

不要である。

(5) 契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

(6) 低入札価格調査基準価格の設定

無し

(7) 最低制限価格の設定

有り

(8) 契約書作成の要否

必要である。

(9) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(10) 受注制限対象工事

本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。

(11) その他

共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり

(令和4年1月17日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】**和歌山市選挙管理委員会告示第1号**

令和3年12月9日請求代表者池田香弥外13名から提出された和歌山市条例制定請求者署名簿について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、令和3年12月29日から令和4年1月4日までの7日間、当該署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったため、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は、次のとおりとなりました。

令和4年1月5日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

有効署名の総数 20,039人

(令和4年1月5日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第2号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年1月7日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

1 日時 令和4年1月14日（金）午前10時00分

2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室

3 案件

- (1) 選挙人名簿から抹消するについて
- (2) 令和3年における選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- (3) 令和3年における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- (4) 個人演説会等の公営施設の指定の取消しについて

(令和4年1月7日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第3号

令和3年における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表する。

令和4年1月14日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己

(別紙省略)

(令和4年1月14日揭示済)

和歌山市選挙管理委員会告示第4号

令和3年における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表する。

令和4年1月14日

和歌山市選挙管理委員会
委員長 大西 勉 己
(令和4年1月14日揭示済)

【 教育委員会告示 】

和歌山市教育委員会告示第1号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年1月7日

和歌山市教育委員会
教育長 阿形 博 司

- 1 日時 令和4年1月13日（木） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
(1) 行政財産の使用許可に関する使用料条例の一部改正について
(2) 令和3年度和歌山市児童生徒文化奨励賞の授賞候補について
(3) 令和3年度和歌山市川端龍子賞等の授賞候補について
(4) その他

(令和4年1月7日揭示済)

【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年1月7日

和歌山市農業委員会
会長 谷河 績

- 1 開催日時
令和4年1月12日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局会議室
- 3 審議案件
(1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(2) 農地法第3条の規定による許可申請について
(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
(5) 農用地利用集積計画について
(6) 非農地通知について
(7) 賃借料情報の提供について

(令和4年1月7日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年1月12日

和歌山市農業委員会
 会長 谷河 績
 (令和4年1月12日揭示済)

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和4年1月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府岸和田市西大路町54番地の11 阪和水道土木株式会社 代表取締役 米田大介	阪和水道土木株式会社	大阪府岸和田市西大路町54番地の11	令和4年9月30日	第377号
和歌山市平尾335番地株式会社協和開発 代表取締役 中村 正	株式会社協和開発	和歌山市平尾335番地	令和4年9月30日	第372号

(令和4年1月11日揭示済)

和歌山市企業局告示第2号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和4年1月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市直川1184番地15 P r o u d 代表者 門野祐介	P r o u d	和歌山市直川1184番地15	令和3年1月13日	第624号

(令和4年1月11日揭示済)